

品川区認知症の人の社会参加推進事業実施要綱

制定 令和 8年 3月 31日 区長決定

要綱第53号

(目的)

第1条 この要綱は、認知症の人が地域の一員として役割を持ち、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう社会参加の機会の創出や普及啓発、地域での居場所づくりを通じ他者と交流できる環境を整えることを目的とし、区が、認知症の人の社会参加を推進する事業(以下「社会参加推進事業」という。)を実施するにあたり必要な事項を定める。

(社会参加推進事業)

第2条 社会参加推進事業を実施するにあたり、区において事業に参加する団体の登録および当該団体への助成を行う。

(品川区認知症の人の社会参加推進事業の定義および要件)

第3条 この要綱において「社会参加推進」とは、認知症の人の個性と能力を十分に発揮し、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人およびその家族等が専門員の支援を得ながら、互いの思いを共有し、社会参加の機会の創出や参加支援を行うとともに、普及啓発等を行い、地域での居場所、地域での共生となるような環境づくりを推進することをいい、かつ、社会参加推進事業における活動は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 活動拠点が区内であること。
- (2) 活動拠点の面積が、認知症の人が利用しやすく、利用者が安全に過ごすことができる広さとなっていること。
- (3) 認知症の人およびその家族等も含め、地域住民等が来やすい環境を整えていること。
- (4) 運営の企画や調整を、区や推進員と連携を図ったうえで行うこと。
- (5) 活動内容として、次に掲げるものを実施する場であること。

ア 認知症の人と家族等が主体となり、地域の多様な主体が参加する話し合いの場の提供および認知症の人が地域の一員として役割を持てるよう社会参加の機会を創出すること。

イ 認知症の人と家族等が、必要に応じて認知症の相談に応じること。また、地域住民等との交流、相互理解、共生のための活動を行うこと。

ウ 認知症の人の社会参加推進事業に係る普及啓発を行うこと。

エ 認知症の人の社会参加推進事業に係る取組み事例や情報を事業者等へ提供すること。

- (6) 適切な活動の企画や、認知症の人とその家族等からの専門的な相談に応じることができる者として、区の認知症施策の推進のため活動している品川区認知症地域支援推進員(以下「推進員」という。)および介護支援専門員等の専門職を1名以

上配置し、または連携や助言ができる体制を整えること。また、参加人数に応じ、安全を確保するために必要な人数の運営サポートスタッフを配置すること。

- (7) 認知症サポーター養成講座受講者等の地域のボランティアを受け入れるよう努めること。
- (8) 活動拠点として、地域の認知症の人が常日頃から活動(概ね週25時間以上)でできる場所となるよう配慮すること。また、活動日の情報について、運営主体がホームページ等で事前に周知を行うこと。
- (9) 認知症の人とその家族等のもともとの馴染みの暮らしや関係性を大切にし、認知症の人と家族等の意見を聴き、対話をしながら、地域の認知症の人に必要な場所となるよう配慮すること。
- (10) 認知症の人とその家族等を通じた満足度調査、事業効果の確認等を行い、社会参加しやすい場や機会の検討・課題の洗い出しを行うこと。
- (11) 区の求めに応じ、広報、ヒアリング、調査、会議への出席等に協力すること。

(品川区認知症の人の社会参加推進事業登録事業)

第4条 この要綱において、「登録事業」とは、品川区内において前条各号の要件を満たす場およびそれを提供する団体を認知症の人の社会参加推進する登録実施主体として登録する事業をいう。

- 2 区長は、登録した団体の活動内容について広報紙等を用いて広く区民に周知するとともに、活動の場へ出向くこと等、認知症の人や家族等と対話し、意見を交換し合いながら、質の担保・内容の充実を図るものとする。

(登録の要件)

第5条 登録事業に登録できる団体は、推進員が在籍し、かつ、区内で介護事業所等を運営している社会福祉法人、医療法人、民間企業等の法人格を有する団体であつて、区内で既に品川区認知症本人・家族支援事業(品川区認知症本人・家族支援事業実施要綱(令和8年品川区要綱第41号)に規定する品川区認知症本人・家族支援事業をいう。以下同じ。)等を運営し、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 暴力団または暴力団員の統制下でないこと。
- (2) 政治活動、宗教活動または利用者に対する営業活動を行わないこと。
- (3) 特定の公職者(候補者を含む。)または政党を推薦し、もしくは支持し、またはこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (5) 営利を目的とした活動を行わないこと。
- (6) 飲食等の提供に当たり、法令等を遵守していること。
- (7) 区民税または法人税を滞納していないこと。
- (8) 区のホームページ、広報紙等に、活動内容の情報を掲載することについて承諾すること。

- (9) 利用者等のプライバシーを尊重し、個人情報の保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務によって知り得た秘密を漏らすことがないよう、対策を講じていること。この場合において、事業が終了した後も同様とする。

(登録の申請等)

第6条 登録を希望する団体の代表者(以下この条において「登録申請者」という。)は、品川区認知症の人の社会参加推進事業登録申請書(第1号様式)に次に掲げる必要書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 団体概要書
- (2) 認知症の人の社会参加推進概要書
- (3) 実施計画書

2 登録申請者は、次の各号に掲げる情報を区に提供するとともに、区民等に当該情報を提供することに、書面により同意しなければならない。

- (1) 活動団体の名称
- (2) 運営主体・実施事業所の名称
- (3) 活動・実施する内容
- (4) 開催日・開催頻度
- (5) 開催時間
- (6) 実施会場
- (7) 参加費
- (8) 問合せ先
- (9) 参加申込みの手続き
- (10) 広報手段
- (11) 運営に携わる運営者および運営サポートスタッフの人数
- (12) 運営者の所有資格等
- (13) 運営1回あたりの利用者の人数
- (14) 利用者および地域住民等への配慮

3 区長は、前2項に規定する書類を受理した場合、登録事業における登録団体としての適否を確認し、品川区認知症の人の社会参加推進事業登録承認・不承認等通知書(第2号様式)により、登録申請者に通知する。

4 登録の申請は、適宜受け付ける。

(登録内容の変更・更新)

第7条 前条の規定により区の登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)の代表者は、実施内容に変更が生じる場合には、品川区認知症の人の社会参加推進事業登録内容変更届(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前条第1項第3号に掲げる実施計画書は、年度ごとに更新し、区長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第8条 登録団体の代表者は、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、品川区認知症の人の社会参加推進事業登録廃止届(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 社会参加推進事業における活動を廃止する場合
 - (2) 社会参加推進事業における活動する実施主体としての登録を取り消す場合
- 2 区長は、実施内容が第3条の要件を、登録団体が第5条の要件をそれぞれ満たさないと認めるときは、登録を廃止することができる。

(品川区認知症の人の社会参加推進事業の助成)

第9条 この要綱において助成事業とは、登録団体のうち、一定の要件を満たした団体に対し、運営にかかる費用のうち、第12条に規定する助成対象費用の全部または一部を助成する事業をいう。

(助成対象者および助成要件)

第10条 助成事業の助成対象者および助成要件は、別表のとおりとする。

(助成金額の上限額)

第11条 助成金の上限額は1登録団体につき7,000,000円とし、総額は予算に定める額とする。

(助成対象費用)

第12条 助成金の交付対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、次の表のとおりとする。

助成対象費用	内容
報償費	第15条の規定による交付決定がなされた日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する当事業に係る専従スタッフへの報償費および普及啓発に関する講演会等の外部講師への謝礼、ボランティアへの謝礼
旅費	第15条の規定による交付決定がなされた日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する当事業に係る外部講師およびボランティアおよび専従スタッフ等の移動に要する交通費
需用費	第15条の規定による交付決定がなされた日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する当事業に係る光熱水費、消耗品費、修繕料、燃料費、ちらし等の用紙代および印刷製本費、認知症関連の書籍代等

役務費	第15条の規定による交付決定がなされた日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する当事業に係る保険料、手数料、通信運搬費、切手代等
使用料および賃借料	第15条の規定による交付決定がなされた日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する当事業に係る賃料および会場使用料、機材の使用料等
工事請負費	第15条の規定による交付決定がなされた日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する当事業に係る工事費等(立ち上げ時に限る。)
備品購入費	第15条の規定による交付決定がなされた日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する当事業に係る備品購入費(単価30万円以上は除く。)

2 前項に規定する助成対象費用のうち、次に掲げるものは、助成金の交付対象としない。

- (1) 助成事業以外の費用と識別することが困難な費用
- (2) 前項に規定する需用費のうち、団体の構成員または特定の個人が所有し、または占有するための物品の購入に要する費用
- (3) 活動に係る利用者および登録団体の過失による損害費用
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認める費用

(助成金交付金額)

第13条 助成金交付金額は、登録団体1件について活動で得られる収入額(必要経費を除く。)を助成対象費用から控除した額と、第11条第1項に規定する上限額を比較し、低い方の金額とする。また、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第14条 助成金の交付を受けようとする者(以下「助成金交付申請者」という。)は、品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金交付申請書(第5号様式)に必要な書類を添えて、区長に申請する。

2 前項の規定による申請は、区長が別に指定する日までに行わなければならない。

(助成金の交付決定等)

第15条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、助成金交付の可否を決定するものとする。

2 区長は、助成金の交付を決定したときは、品川区認知症の人の社会参加推進事業

助成金交付決定通知書(第6号様式)により、助成金交付申請者に通知する。

3 区長は、前項の規定による交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

4 区長は、助成金の不交付を決定したときは、品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金不交付決定通知書(第7号様式)により、助成金交付申請者に通知する。
(申請内容の変更等)

第16条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、第14条の規定により申請した内容に変更が生じる場合には、あらかじめ品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金交付変更申請書(第8号様式)を区長に申請し、その承認を得なければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付の決定の内容を変更し、品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金交付変更決定通知書(第9号様式)により、助成事業者に通知する。

(実績報告)

第17条 助成事業者は、当該年度における助成事業を完了後、完了した日から区長が別に定める日までに品川区認知症の人の社会参加推進事業実績報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1)実施状況報告書

(2)収支決算書

(3)領収書等助成対象経費の支出の証明ができる書類

(4)前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(助成金の交付額の確定)

第18条 区長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、助成対象事業の完了を確認し、その成果が交付決定の内容および交付条件に適合すると認めたときは、第15条第1項の規定による交付決定が行われた金額の範囲内で、既に行った交付決定の額を確定させ、品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金交付確定通知書(第11号様式)を助成事業者に通知する。

(助成金の請求および交付)

第19条 助成事業者は、前条の規定により助成金の交付確定を受けたときは、区長に対し、品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金請求書(第12号様式)により請求する。

2 区長は前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消および返還)

第20条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取消し、または期限を定めて当該部分に関する助成金の返還を命じるものとする。

(1) 偽りまたはその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

- (2) 交付対象の事業を実施しなかったとき。
- (3) その他助成金交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(経理状況)

第21条 助成事業者は、収支に関する帳票その他助成事業に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、区長が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

2 前項の規定により作成した書類等は、助成事業の終了後5年間保存しなければならない。

(状況報告、調査等)

第22条 区長は、事業の進捗状況について、団体の代表者に対して随時報告を求めることができる。

2 区長は、助成金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成事業者に報告させ、または職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表(第10条関係)

助成対象者	助成要件
区内で介護事業所等を運営している社会福祉法人、医療法人、民間企業等の法人格を有する団体であって、推進員が在籍し、既に品川区で品川区認知症本人・家族支援事業等を運営した実績がある団体または継続的な活動を行うことが見込まれる団体で、区長が認めた者	(1) 認知症の人を含む多様な主体が参加する話し合いの場の提供および認知症の人の社会参加の機会を創出すること。 (2) 社会参加推進事業に係る普及啓発を行うこと。 (3) 社会参加推進事業に係る取組み事例や情報を事業者等へ提供すること。 (4) 認知症の人やその家族等の地域の居場所となるような活動を行うこと。 (5) 区の認知症施策に協力し、区内関係機関と連携を図ること。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体・事業者名称：

（事業所名称： ）

住所・所在地

代表者職・氏名：

品川区認知症の人の社会参加推進事業登録申請書

社会参加推進事業登録について、品川区認知症の人の社会参加推進事業実施要綱第6条の定めるところにより、社会参加推進に関する品川区が指定する情報を公開することに同意のうえ、下記のとおり申請します。

記

1. 活動団体の名称 「 」

2. 開催日・開催時間・開催頻度・実施会場

3. 開設日 年 月 日

4. 実施内容

5. 関係書類

（1）団体概要書

（2）認知症の人の社会参加推進事業概要書

（3）実施計画書

6. 連絡先等

（1）担当者職・氏名

（2）連絡電話番号

（3）Fax 番号

（4）メールアドレス

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長



品川区認知症の人の社会参加推進事業登録承認・不承認等通知書

年 月 日付にて申請のあった品川区認知症の人の社会参加推進事業登録について、登録を（ 承認・不承認 ）としたので、通知します。

記

1. 不承認の理由

2. 留意事項

- （1）承認の場合にあっては、当初の申請内容に変更があったときはすみやかに変更届を提出すること。
- （2）事業を廃止する場合にあっては、すみやかに廃止届を提出すること。
- （3）実施計画書を年度ごとに更新し、提出すること。
- （4）品川区認知症の人の社会参加推進事業実施要綱に規定する要件を満たさなくなった場合、登録を取り消す場合があります。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長様

団体・事業者名称：

（事業所名称： ）

住所・所在地

代表者職・氏名：

品川区認知症の人の社会参加推進事業登録内容変更届

社会参加推進事業登録の内容に変更があったので、下記のとおり届出します。

記

1. 活動団体の名称 「 」

2. 変更内容

変更前

変更後

3. 連絡先等

（1）担当者職・氏名

（2）連絡電話番号

（3）Fax 番号

（4）メールアドレス

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長様

団体・事業者名称：

（事業所名称： ）

住所・所在地

代表者職・氏名：

品川区認知症の人の社会参加推進事業登録廃止届

社会参加推進事業登録の廃止について、下記のとおり届出します。

記

1. 活動団体の名称 「 」

2. 廃止の日および廃止理由

（1）廃止の日 年 月 日

（2）廃止理由

3. 連絡先等

（1）担当者職・氏名

（2）連絡電話番号

（3）Fax 番号

（4）メールアドレス

第5号様式（第14条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体・事業者名称：

（事業所名称： ）

住所・所在地：

代表者職・氏名：

年度品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金交付申請書

品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 活動団体の名称 「 」

2. 開催回数

3. 交付申請額 金 _____ 円

4. 関係書類
収支計算書

5. 連絡先等

- （1）担当者職・氏名
- （2）連絡電話番号
- （3）Fax 番号
- （4）メールアドレス

第6号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長



年度品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付にて申請のあった品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金交付申請について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 活動団体の名称 「 」
2. 開催回数
3. 交付申請額 金 _____ 円
4. 交付決定額 金 _____ 円
5. 交付条件
 - (1) 交付申請および交付決定の内容に変更があった場合は、すみやかに品川区に報告し、その指示をうけること。
 - (2) 当該年度の事業終了後は、すみやかに実績報告書を提出すること。
 - (3) 実績報告後、交付額の確定を受けた場合は、指定された日までに請求を行うこと。
 - (4) 収支に関する帳票その他助成事業に係る諸記録を整備し、助成事業の終了後5年間保存すること。
 - (5) 偽り、その他不正により交付を受けた場合、交付対象の事業を実施しなかった場合その他助成金交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したときには、交付決定の全部または一部を取り消す。

第7号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長



年度品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付にて申請のあった品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金交付申請について、下記のとおり不交付決定したので通知します。

記

1. 不交付の理由

第8号様式（第16条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体・事業者名称：

（事業所名： ）

住所・所在地

代表者職・氏名：

年度品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金交付変更申請書

年 月 日付 第 号にて交付決定を受けた品川区認知症の人の社会参加推進事業について、交付決定の内容を変更したいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 活動団体の名称 「 」

2. 変更内容

3. 関係書類
収支計算書

4. 連絡先等
（1）担当者職・氏名
（2）連絡電話番号
（3）Fax 番号
（4）メールアドレス

第9号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長



年度品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金交付変更決定通知書

年 月 日付にて申請のあった品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金交付変更申請について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 活動団体の名称 「 」
2. 変更決定の内容
変更前：
変更後：
3. 交付条件
 - (1) 交付申請および交付決定の内容に変更があった場合は、すみやかに品川区に報告し、その指示をうけること。
 - (2) 当該年度の事業終了後は、すみやかに実績報告書を提出すること。
 - (3) 実績報告後、交付額の確定を受けた場合は、指定された日までに請求を行うこと。
 - (4) 収支に関する帳票その他助成事業に係る諸記録を整備し、助成事業の終了後5年間保存すること。
 - (5) 偽り、その他不正により交付を受けた場合、交付対象の事業を実施しなかった場合その他助成金交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したときには、交付決定の全部または一部を取り消す。

第 10 号様式（第 17 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体・事業者名称：
（事業所名称： ）
住所・所在地：
代表者職・氏名：

年度品川区認知症の人の社会参加推進事業実績報告書

年 月 日付 第 号にて交付決定を受けた品川区認知症の人の
社会参加推進事業助成金にかかる事業について、下記のとおり完了したので、実績
を報告します。

記

1. 活動団体の名称 「 」
2. 実績額

	運営費	新規開設費（初年度のみ）
助成対象費用支出額（A）	円	円
収入額（B）	円	円
差引額（A）－（B）	円	円

3. 関係書類
（1） 実施状況報告書
（2） 収支決算書
（3） 領収書等助成対象経費の支出の証明ができる書類
（4） その他（ ）

4. 連絡先等
（1） 担当者職・氏名：
（2） 連絡電話番号：
（3） Fax 番号：
（4） メールアドレス：

第 1 1 号様式（第 1 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長



年度品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金交付確定通知書

年 月 日付にて実績報告のあった品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金について、下記のとおり交付確定したので通知します。

記

1. 活動団体の名称「」
2. 交付決定額 金円
3. 交付確定額 金円

第 1 2 号様式（第 1 9 条関係）

年 月 日

品川区長様

団体・事業者名称：

（事業所名称： ）

住所・所在地：

代表者職・氏名：

年度品川区認知症の人の社会参加推進事業助成金請求書

年 月 日付 第 号にて交付確定を受けた品川区認知症の人の
社会参加推進事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 _____ 円

（摘要）

活動団体の名称 「 _____ 」